

広島市消費生活センターだより

クーリング・オフ通知の出し方を 知っておきましょう。

※クーリング・オフとは、契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、解除ができる制度です。訪問販売など不意打ち的な特定の販売方法に対して、この制度が設けられています。



クーリング・オフの通知方法が変更されました

☆ 令和4年6月1日から、書面に加えて電磁的記録(電子メールの送付等)で通知を行うことが可能になりました。

クーリング・オフの確認ポイント

- 契約書面を受け取ってから8日以内に通知を出します。(連鎖販売取引(マルチ取引)など、期間が異なる取引形態もありますので、注意しましょう。)
- 契約解除通知書には、契約を特定するために必要な情報や、通知を発した日を記載します。
- クレジット契約をした場合、信販会社にも通知します。
- クーリング・オフを行った証拠を保存しましょう。

■ はがきの場合

はがきの両面をコピーし、「特定記録郵便」、「簡易書留」等の方法で発送する。

■ 電子メールの場合

送信メールを保存しておく。

■ ウェブサイトの専用フォームの場合

画面のスクリーンショットを保存しておく。

- 不明なことがありましたら、早めに下記の広島市消費生活センターにご相談ください。

記載例

契約解除通知書

① 契約日 ○年○月○日
 契約書面受領日 ○年○月○日
 ② 商品名・サービス名 ○○○○
 ③ 契約金額 ○○○○円
 ④ 販売会社名・担当者名 ○○○○

上記日付の契約を解除します。

なお、支払った代金○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○年○月○日

住 所
氏 名

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間: 10時~19時 休館日: 毎週火曜日、12月29日~1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月~金曜日 9時~17時(12月29日~1月3日と祝日は休館))